

議案および参考事項

## 〈会社提案(第1号議案および第2号議案)〉

第1号議案および第2号議案は、会社提案であります。

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は関西電力グループとして企業価値の向上を図り、株主のみなさまに対して経営の成果を適切に分配することを基本とし、財務体質の健全性を確保したうえで、安定的に配当を実施することを株主還元方針としております。剰余金の配当につきましては、2025年度の業績および2026年度以降の収支状況や、経営計画の進捗状況など、経営環境を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。














剰余金の配当に関する事項

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金45円 総額50,169,898,620円
2. 剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年6月26日（金曜日）

第2号議案 取締役14名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員（13名）の任期が満了となりますので、指名委員会の決定に基づき、新たに取締役14名の選任をお願いいたしたいと存じます。

社外 社外取締役候補者 独立 独立役員候補者

候補者番号	1	2	3	4	5	6		7	8	9	10	11	12	13	14
氏名															
	さかき べん さだ ゆき 神 原 定 征 再任 社外 独立	とも の ひろし 友 野 宏 再任 社外 独立	ない とう ふみ お 内 藤 文 雄 再任 社外 独立	ま べ せい し 真 鍋 精 志 再任 社外 独立	その きよし 園 潔 再任 社外 独立	や はぎ のり よ 矢 萩 典 代 再任 社外 独立		はら えつ こ 原 悦 子 再任 社外 独立	えん どう のぶ ひろ 遠 藤 信 博 新任 社外 独立	もと じま なおみ 本 島 なおみ 新任 社外 独立	もり のぞむ 森 望 再任	お がわ ひろ し 小 川 博 志 再任	た なか とおる 田 中 徹 新任	にし ざわ のぶ ひろ 西 澤 伸 浩 再任	あらい き まこと 荒 木 誠 再任
現在の地位・担当	取締役会長 指名委員会委員長 報酬委員会委員	取締役 監査委員会委員長	取締役 監査委員会委員	取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員	取締役 指名委員会委員 監査委員会委員	取締役 報酬委員会委員		取締役 監査委員会委員	—	—	取締役 代表執行役社長	取締役 代表執行役副社長	執行役常務	取締役 監査委員会委員 (常勤)	取締役 代表執行役副社長
取締役在任年数 (本総会終結時)	6年	6年	6年	3年	2年	2年		1年	—	—	5年	2年	—	4年	3年
重要な兼職数	3社	0社	1社	1社	4社	0社		2社	4社	1社	4社	1社	0社	0社	0社
経営経験	✿	✿		✿	✿				✿	✿	✿		✿		✿
特に期待する 知見・能力	法務・ガバナンス	✿	✿	✿	✿	✿		✿	✿		✿	✿	✿	✿	✿
	財務・会計			✿	✿	✿							✿	✿	
	環境・エネルギー	✿	✿								✿	✿	✿		
	テクノロジー・ イノベーション	✿	✿						✿		✿				✿
	顧客・社会 エンゲージメント				✿	✿	✿			✿	✿				✿
	グローバルビジネス	✿	✿			✿		✿	✿						
	人財開発				✿		✿				✿	✿	✿	✿	
就任予定	指名委員会	◎(委員長)			○	○				○					
	報酬委員会	○			◎(委員長)			○	○						
	監査委員会		◎(委員長)	○		○		○						○	○

## スキル・マトリックス作成の考え方

当社は、「関西電力グループ経営理念 Purpose & Values」を最上位概念として、お客さまや社会にとつての「『あたりまえ』を守り、創る Serving and Shaping the Vital Platform for a Sustainable Society」という存在意義のもと、安全を守り抜くことを大前提に「公正 Fairness」「誠実 Integrity」「共感 Inclusion」「挑戦 Innovation」という価値観を大切に事業活動を行い、持続可能な社会を実現することを掲げており、「コンプライアンス」や「サステナビリティ」については、取締役全員が備えるべき視点・姿勢と位置付けています。

この理念のもと、経営計画の達成に向けて、特に重要となる9個のマテリアリティを特定しております。これらマテリアリティの解決・達成に向けて、経営の監督機能を適切に発揮するため、経営経験者には、経営戦略の策定やリスクマネジメント、組織運営など、総合的な知見の発揮を期待するとともに、取締役会全体として備えるべき専門的な知見・能力を下記のとおり特定いたしました。

法務・ガバナンス	公正な事業活動、持続的な企業価値向上に向けて、法令遵守状況や、コーポレートガバナンス・内部統制・リスク管理の体制構築・運用状況を監督できる知見・能力が重要であるため
財務・会計	正確な財務報告や財務健全性の維持、企業価値の向上に向けた成長投資の推進、財務戦略や資本政策等を監督できる知見・能力が重要であるため
環境・エネルギー	エネルギーをはじめとするグループ各事業において、社会情勢や政策動向等を踏まえながら、ゼロカーボンへの挑戦をはじめとする環境負荷の少ない事業推進を監督できる知見・能力が重要であるため
テクノロジー・イノベーション	当社の事業基盤を支え、新たな価値を提供していくためには、最新の技術動向を踏まえ、DX・イノベーション推進等を監督できる知見・能力が重要であるため
顧客・社会エンゲージメント	多様なステークホルダーから信頼され、共に成長・発展していくためには、広報、コミュニケーション、マーケティング、地域共生等に関する取組みを監督できる知見・能力が重要であるため
グローバルビジネス	異なる文化・商慣習に即した海外事業の展開や収益性向上、ビジネスパートナーとの良好な関係構築等を監督できる知見・能力が重要であるため
人材開発	従業員一人ひとりが、意欲や能力を最大限に発揮し、いきいきと活躍するためには、人材育成やDE&I推進、人事制度等の人材基盤の強化の取組みを監督できる知見・能力が重要であるため

## 取締役会の構成に関する考え方

当社は、執行と監督を明確に分離し、外部の客観的な視点を重視した実効的なガバナンス体制を構築するため、取締役の員数の過半数を独立社外取締役とし、取締役会議長および指名・報酬・監査委員会の委員長を独立社外取締役といたします。

取締役会については、当社の事業規模、事業内容、経営課題への対処、および監督機能の観点から、ジェンダー、国際性、職歴や年齢などの多様性と適正な規模の両立を図り、様々な分野の経営者や専門家として培われた豊富な経験と識見を有する独立社外取締役と、当社事業について豊富な経験と識見を有する社内取締役により、全体としてバランスのとれた構成といたします。

## 取締役候補者の指名を行うに当たっての方針

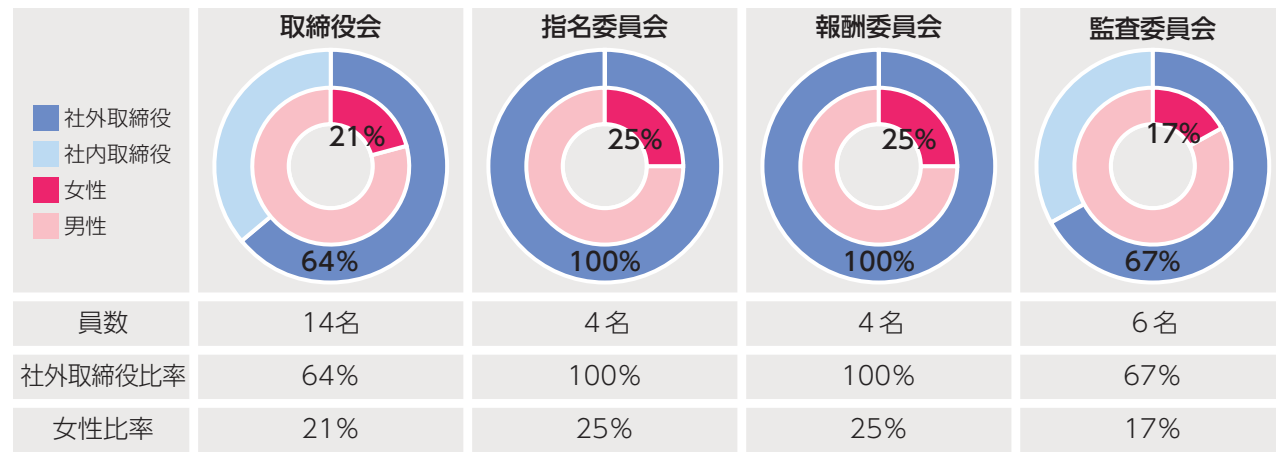
当社取締役は、「関西電力グループ経営理念 Purpose & Values」のもと、その全員が、コンプライアンスはもとより、サステナビリティの観点を重視し、自らの職務を執行することができる人物である必要があります。

そのうえで、取締役候補者の指名については、ジェンダー、国際性、職歴や年齢などの多様性を踏まえたうえで、適切な意思決定と実効的な監督を行う観点から、能力、経験、人格、識見などについて、当社取締役としてふさわしい人物かどうかを総合的に勘案し、指名委員会で審議し、決定いたします。その際、十分な経営経験を有するものを一定数選任することとしております。

社外取締役候補者については、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を担う観点から、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を踏まえ、指名委員会が策定した独立性基準に照らして、独立性を有していることも確認いたします。

## 取締役会および委員会の構成

本議案可決後の取締役会および委員会の構成は、次のとおりであります。



## 社外取締役の独立性基準

社外取締役が以下1～9のいずれにも該当しない場合に、独立性を有するものと判断いたします。

1	当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
2	当社の主要な取引先またはその業務執行者
3	当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
4	当社から多額の寄付・会費を受けている者またはその業務執行者
5	当社の監査法人の業務執行者
6	当社の主要株主である者またはその業務執行者、および当社が主要株主である会社の業務執行者
7	当社または当社子会社から役員を受け入れている会社の業務執行者
8	最近において、上記1～7のいずれかに該当していた者
9	次のいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の配偶者または二親等以内の親族 （1）上記1～3までに掲げる者 （2）現在または最近における当社または当社子会社の業務執行者

候補者番号

1

さかきばら さだゆき

**榊原 定征**

(生年月日) 1943年3月22日

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

指名委員会委員長候補者

報酬委員会委員候補者

当社株式の所有数 23,600株  
当社との特別の利害関係 なし

### ■略歴、地位および担当

2002年6月 東レ株式会社 代表取締役社長  
 2010年6月 同社 代表取締役会長  
 2014年6月 一般社団法人日本経済団体連合会 会長  
 2014年6月 東レ株式会社 取締役会長  
 2015年6月 同社 相談役最高顧問  
 2017年6月 同社 相談役  
 2018年5月 一般社団法人日本経済団体連合会 名誉会長（現在に至る）  
 2018年6月 東レ株式会社 特別顧問（2019年6月 退任）  
 2020年6月 当社 取締役会長 [指名委員会委員長・報酬委員会委員]  
 （現在に至る）

### 会議出席率

- ・取締役会  
100% (13/13回)
- ・指名委員会  
100% (8/8回)
- ・報酬委員会  
100% (5/5回)

### 取締役在任年数

6年 ※本総会最終時

### ■重要な兼職の状況

- ・一般社団法人日本経済団体連合会 名誉会長
- ・株式会社シマノ 社外取締役
- ・一般社団法人日本野球機構 会長

### ●社外取締役候補者とした理由

東レ株式会社の要職を歴任し、一般社団法人日本経済団体連合会会長を務めるなど、経営者として経験豊富であり、2020年6月以降、社外取締役として、幅広い経営的視点から、当社の経営全般に対する適切な監督や有益な助言をいただくとともに、取締役会議長として、取締役会の議事運営を主導していただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、引き続き、取締役会長および取締役会議長として、取締役会の更なる監督機能強化に向けてリーダーシップを発揮いただく必要があることから、社外取締役候補者とするものであります。

※榊原氏の2025年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項（7）当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。

候補者番号

2

とも の ひろし  
**友野 宏**  
(生年月日) 1945年7月13日

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

監査委員会委員長候補者

当社株式の所有数 なし  
当社との特別の利害関係 なし



#### ■略歴、地位および担当

2005年6月 住友金属工業株式会社 代表取締役社長  
2012年10月 新日鐵住金株式会社 代表取締役社長兼COO  
2014年4月 同社 代表取締役副会長  
2015年4月 同社 取締役相談役  
2015年6月 同社 相談役  
2019年4月 日本製鉄株式会社 相談役 (社名変更)  
2020年6月 同社 社友 (現在に至る)  
2020年6月 当社 社外取締役【監査委員会委員長】 (現在に至る)

#### 会議出席率

・取締役会  
100% (13/13回)  
・監査委員会  
100% (13/13回)

#### 取締役在任年数

6年 ※本総会終結時

#### ●社外取締役候補者とした理由

住友金属工業株式会社および新日鐵住金株式会社 (現・日本製鉄株式会社) の要職を歴任するなど、経営者として豊富な経験と高い識見を有しており、2020年6月以降、社外取締役として、幅広い経営的視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。

※友野氏の2025年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項 (7) 当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。

候補者番号

3

ないとう ふみ お

内藤 文雄

(生年月日) 1956年11月11日

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

監査委員会委員候補者

当社株式の所有数  
当社との特別の利害関係なし  
なし

#### ■略歴、地位および担当

1990年 4月 神戸大学経営学部 助教授  
 1997年 4月 同大学経営学部 教授  
 1999年 4月 同大学大学院経営学研究科 教授  
 2006年 4月 同大学 名誉教授（現在に至る）  
 2006年 4月 甲南大学経営学部 教授  
 2020年 6月 当社 社外取締役【監査委員会委員】（現在に至る）  
 2025年 4月 甲南大学 名誉教授（現在に至る）

#### 会議出席率

・取締役会  
100% (13/13回)  
 ・監査委員会  
100% (13/13回)

#### 取締役在任年数

6年 ※本総会終結時

#### ■重要な兼職の状況

・江崎グリコ株式会社 社外監査役

#### ●社外取締役候補者とした理由

財務会計、監査業務、コーポレート・ガバナンスなどの分野における学識経験者として豊富な経験と高い識見を有しており、2020年6月以降、社外取締役として、財務会計をはじめ幅広い視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

内藤氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。

※内藤氏の2025年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項（7）当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。

候補者番号

4

ま な べ せい じ  
**真鍋 精志**

(生年月日) 1953年10月21日

社外取締役候補者

独立役員候補者

指名委員会委員候補者

報酬委員会委員長候補者

再任

当社株式の所有数 なし  
当社との特別の利害関係 なし



#### ■略歴、地位および担当

2012年 5月 西日本旅客鉄道株式会社 代表取締役社長兼執行役員  
2016年 6月 同社 取締役会長  
2021年 6月 同社 相談役（現在に至る）  
2023年 6月 当社 社外取締役 [指名委員会委員・報酬委員会委員]  
（現在に至る）

#### 会議出席率

- ・取締役会  
100% (13/13回)
- ・指名委員会  
100% (8/8回)
- ・報酬委員会  
100% (5/5回)

#### 取締役在任年数

3年 ※本総会終結時

#### ■重要な兼職の状況

・西日本旅客鉄道株式会社 相談役

#### ●社外取締役候補者とした理由

西日本旅客鉄道株式会社の要職を歴任するなど、経営者として豊富な経験と高い識見を有しており、同社における財務部門や労務部門等、多岐にわたる業務経験に基づく幅広い経営的視点から、2023年6月以降、社外取締役として、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。

なお、当社は、真鍋氏が相談役を務める西日本旅客鉄道株式会社の株式を2026年3月期末までに全て売却いたしました。

※真鍋氏の2025年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項（7）当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。

候補者番号

5

その きよし  
**園 潔**

(生年月日) 1953年4月18日

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

指名委員会委員候補者

監査委員会委員候補者

当社株式の所有数 なし  
当社との特別の利害関係 なし

### ■略歴、地位および担当

2014年5月 株式会社三菱東京UFJ銀行 取締役副会長  
 2014年6月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役会長  
 2015年6月 同社 取締役代表執行役会長  
 2017年6月 株式会社三菱東京UFJ銀行 取締役副会長執行役員  
 2018年4月 株式会社三菱UFJ銀行 取締役副会長執行役員（行名変更）  
 2019年4月 同行 取締役会長  
 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役執行役常務  
 2019年6月 同社 常務執行役員（2021年4月 退任）  
 2021年4月 株式会社三菱UFJ銀行 特別顧問（現在に至る）  
 2024年6月 当社 社外取締役【指名委員会委員・監査委員会委員】  
 （現在に至る）

### 会議出席率

・取締役会  
100% (13/13回)  
 ・指名委員会  
100% (8/8回)  
 ・監査委員会  
100% (13/13回)

### 取締役在任年数

2年 ※本総会終結時

### ■重要な兼職の状況

- ・株式会社三菱UFJ銀行 特別顧問
- ・読売テレビ放送株式会社 社外取締役
- ・損害保険ジャパン株式会社 社外取締役【監査等委員】
- ・日東電工株式会社 社外監査役

### ●社外取締役候補者とした理由

三菱UFJフィナンシャル・グループの要職を歴任するなど、経営者として豊富な経験と高い識見を有しており、同グループにおける営業部門やコンプライアンス部門、監査部門等、多岐にわたる業務経験に基づく幅広い経営的視点から、2024年6月以降、社外取締役として、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。

※園氏の2025年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項（7）当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。

候補者番号

6

やはぎ のりよ  
**矢萩 典代**

(生年月日) 1959年12月18日

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

報酬委員会委員候補者

当社株式の所有数  
当社との特別の利害関係

なし  
なし



#### ■略歴、地位および担当

2018年4月 丸紅株式会社 市場業務部 部長補佐 (2020年3月 退職)  
2020年4月 兵庫県三田市 広報・交流政策監 (2023年3月 退職)  
2023年3月 一般社団法人万博サクヤヒメ会議 理事 (現在に至る)  
2024年6月 当社 社外取締役 [報酬委員会委員] (現在に至る)

#### 会議出席率

・取締役会  
100% (13/13回)  
・報酬委員会  
100% (5/5回)

#### 取締役在任年数

2年 ※本総会終結時

#### ●社外取締役候補者とした理由

総合商社における経験を経て、兵庫県三田市広報・交流政策監を務めるなど、地域との共生や、様々なステークホルダーとのコミュニケーションの経験・識見が豊富であり、現在は、一般社団法人万博サクヤヒメ会議の理事として、女性活躍推進や大阪・関西の魅力発信などに積極的に取り組んでおり、2024年6月以降、社外取締役として、幅広い視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

矢萩氏は、過去に当社の社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的かつ多様な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。

※矢萩氏の2025年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項 (7) 当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。

候補者番号

7

はら えつこ  
原 悦子

(生年月日) 1974年10月18日

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

監査委員会委員候補者

当社株式の所有数  
当社との特別の利害関係なし  
なし

### ■略歴、地位および担当

2001年10月 弁護士登録（現在に至る）  
 2007年4月 ニューヨーク州弁護士登録（現在に至る）  
 2011年1月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー  
 2021年1月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業  
 パートナー（事務所名変更）（現在に至る）  
 2025年6月 当社 社外取締役【監査委員会委員】（現在に至る）

### 会議出席率

・取締役会  
100% (11/11回)  
 ・監査委員会  
100% (11/11回)

### 取締役在任年数

1年 ※本総会最終時

### ■重要な兼職の状況

・アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 パートナー  
 ・ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社 社外取締役

### ●社外取締役候補者とした理由

弁護士としてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業でパートナーを務めるなど、企業法務の分野を中心に豊富な経験と高い識見を有しており、また、他の会社の社外取締役にも就任するなど、経営監督の経験もあり、2025年6月以降、社外取締役として、コンプライアンスをはじめ幅広い視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

原氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。

※原氏の2025年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項（7）当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。

候補者番号

8

えんどう のぶひろ

**遠藤 信博**

(生年月日) 1953年11月8日

新任

社外取締役候補者

独立役員候補者

報酬委員会委員候補者

当社株式の所有数

なし

当社との特別の利害関係

なし



#### ■略歴、地位および担当

- 2010年 4月 日本電気株式会社 代表取締役執行役員社長
- 2016年 4月 同社 代表取締役会長
- 2019年 6月 同社 取締役会長
- 2022年 6月 同社 特別顧問（現在に至る）

#### ■重要な兼職の状況

- ・日本電気株式会社 特別顧問
- ・東京海上ホールディングス株式会社 社外取締役
- ・株式会社日清製粉グループ本社 社外取締役
- ・キッコーマン株式会社 社外取締役

#### ●社外取締役候補者とした理由

日本電気株式会社の要職を歴任するなど、経営者として豊富な経験と高い識見を有しており、同社における開発部門やモバイルネットワーク部門等、多岐にわたる業務経験に基づく幅広い経営的視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただけるものと考えております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、新たに社外取締役候補者とするものであります。

候補者番号

9

もとじま

本島 なおみ

(生年月日) 1963年8月21日

新任

社外取締役候補者

独立役員候補者

指名委員会委員候補者

当社株式の所有数

なし

当社との特別の利害関係

なし



### ■略歴、地位および担当

- 2018年4月 MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社  
執行役員 (DE & I 担当)  
三井住友海上火災保険株式会社 執行役員
- 2018年6月 MS & ADアビリティワークス株式会社  
代表取締役 取締役社長 (2020年3月退任)
- 2021年4月 三井住友海上火災保険株式会社  
常務執行役員 損害サポート本部長
- 2023年4月 同社 常務執行役員 (サステナビリティ、DE & I 担当)  
(2024年3月退任)  
MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社  
常務執行役員 (グループCSuO、DE & I 担当)  
(2026年3月退任)

### ■重要な兼職の状況

- ・住友ゴム工業株式会社 社外取締役

### ●社外取締役候補者とした理由

MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社のDE & I、サステナビリティ経営の責任者や同社の子会社の代表取締役社長、三井住友海上火災保険株式会社の保険金支払部門の責任者を務めるなど、経営者として豊富な経験と高い識見を有しており、幅広い経営的視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただけるものと考えております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、新たに社外取締役候補者とするものであります。

候補者番号

10

もり

森

のぞむ

望

(生年月日) 1962年6月6日

再任

当社株式の所有数 9,550株  
当社との特別の利害関係 なし



#### ■略歴、地位および担当

1988年4月 当社入社  
2018年6月 当社 執行役員電力需給・取引推進室長  
2019年7月 当社 執行役員エネルギー需給本部副本部長、  
需給企画・電力取引部門統括  
2019年10月 当社 常務執行役員再生可能エネルギー事業本部長、  
地域エネルギー本部長  
2020年6月 当社 執行役員常務  
2021年6月 当社 取締役代表執行役副社長  
2022年6月 当社 取締役代表執行役社長（現在に至る）  
2026年2月 電気事業連合会 会長（現在に至る）

#### 会議出席率

・取締役会  
100% (13/13回)

#### ■重要な兼職の状況

- ・電気事業連合会 会長
- ・日本原子力発電株式会社 取締役
- ・テレビ大阪株式会社 社外取締役
- ・公益社団法人関西経済連合会 副会長

#### ●取締役候補者とした理由

主に送配電部門における豊富な業務経験を有し、2019年10月に常務執行役員に就任以降、再生可能エネルギー事業本部長、地域エネルギー本部長、水素事業戦略室担当等を務め、これらの分野における幅広い識見を備えるとともに、2021年6月以降、取締役代表執行役副社長として、2022年6月以降、取締役代表執行役社長として当社グループの経営を担い、経営計画に掲げた取組みをグループ一丸となって進めるなど、経営全般においてリーダーシップを発揮し、当社グループの価値増大に貢献しております。

また、組織風土改革や内部統制の抜本的強化、当社グループの目指す姿とその実現に向けた成長戦略等の重要な経営課題に係る議論をリードし、有益な意見を述べるなど、適切な経営監督を行い、取締役会の実効性向上に貢献しております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営の監督を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者とするものであります。

候補者番号

11

おがわ ひろし

小川 博志

(生年月日) 1965年7月4日

再任

当社株式の所有数 1,816株  
当社との特別の利害関係 なし

## ■略歴、地位および担当

1988年4月 当社入社  
2020年6月 当社 執行役員エネルギー・環境企画室長  
2022年6月 当社 執行役常務  
2024年6月 当社 取締役代表執行役副社長（現在に至る）  
〔現在の担当〕  
エネルギー事業全般、中間貯蔵推進担当、  
エネルギー・環境企画室担当、  
原子燃料サイクル室担当（サイクル事業）、立地室担当

## 会議出席率

・取締役会  
100% (13/13回)

## ■重要な兼職の状況

・日本原燃株式会社 社外取締役

## ●取締役候補者とした理由

人事部門や企画部門に加え、事業者の立場から電力市場の制度設計に深く関わるなど、エネルギー事業に関する豊富な業務経験を有し、2022年6月に執行役常務に就任以降、エネルギー・環境企画室担当、原子燃料サイクル室担当（サイクル事業）等を務め、これらの分野における幅広い識見を備えるとともに、2024年6月以降、取締役代表執行役副社長として当社グループの経営を担っております。

また、当社グループの目指す姿実現に向けた中長期的な電源戦略や、生物多様性に関する取組み等のサステナビリティ経営等に係る議論をリードし、有益な意見を述べるなど、適切な経営監督を行い、取締役会の実効性向上に貢献しております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営の監督を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者とするものであります。

候補者番号

12

た な か とおる

田中 徹

(生年月日) 1967年2月18日

新任

当社株式の所有数 3,310株  
当社との特別の利害関係 なし



#### ■略歴、地位および担当

1990年4月 当社入社  
2021年7月 当社 執行役員経理室長  
2023年6月 当社 執行役常務（現在に至る）  
〔現在の担当〕  
経営企画室担当、調達本部長、経理室担当

#### ●取締役候補者とした理由

主にコーポレート部門における豊富な業務経験を有し、2023年6月に執行役常務に就任以降、経営企画室担当、調達本部長、経理室担当を務め、これらの分野における幅広い識見を備えております。

また、「関西電力グループ中期経営計画（2021-2025）」に掲げた取組みの着実な推進や、当社グループの中長期的成長に向けた資本・財務戦略の立案・実行、「関西電力グループ 経営計画2026」の策定等において、主導的な役割を果たしております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営の監督を担うにふさわしいと判断していることから、新たに取締役候補者とするものであります。

候補者番号

13

にしざわ のぶひろ

西澤 伸浩

(生年月日) 1959年8月2日

再任

監査委員会委員候補者

当社株式の所有数 34,800株  
当社との特別の利害関係 なし

#### ■略歴、地位および担当

1982年4月 当社入社  
 2016年6月 当社 執行役員経理室長  
 2019年6月 当社 常務執行役員調達本部長、  
 原子燃料サイクル室担当（サイクル事業）、経理室担当  
 2020年6月 当社 執行役常務  
 2022年6月 当社 取締役代表執行役副社長  
 2023年6月 当社 取締役【監査委員会委員】（現在に至る）

#### 会議出席率

- ・取締役会  
100% (13/13回)
- ・監査委員会  
100% (13/13回)

#### ●取締役候補者とした理由

主に経理部門における豊富な業務経験を有し、2019年6月に常務執行役員に就任以降、原子燃料サイクル室担当（サイクル事業）、経理室担当、調達本部長等を務め、これらの分野における幅広い識見を備えるとともに、2020年6月には執行役常務に、2022年6月には取締役代表執行役副社長に就任し、当社グループの経営を担っております。2023年6月以降は、取締役として経営監督を行い、また、常勤の監査委員会委員として監査を担っております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営の監督を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者とするものであります。

候補者番号

14

あら き まこと  
**荒木 誠**

(生年月日) 1963年2月15日

再任

監査委員会委員候補者

当社株式の所有数 10,300株  
当社との特別の利害関係 なし



### ■略歴、地位および担当

1987年4月 当社入社  
2016年6月 当社 執行役員 I T戦略室長  
2017年6月 当社 執行役員  
株式会社ケイ・オプティコム 代表取締役副社長執行役員  
2018年6月 当社 執行役員  
株式会社ケイ・オプティコム 代表取締役社長  
2019年4月 当社 執行役員  
株式会社オプテージ 代表取締役社長 (社名変更)  
(2021年6月 退任)  
2021年6月 当社 執行役常務  
2023年6月 当社 取締役代表執行役副社長 (現在に至る)  
[現在の担当]  
コーポレート業務全般、組織風土改革室担当、  
データセンター事業推進室担当、I T戦略室担当、  
C I S O (※)、経営監査室担当  
※最高情報セキュリティ責任者

### 会議出席率

・取締役会  
100% (13/13回)

### ●取締役候補者とした理由

主に I T 部門における豊富な業務経験、子会社社長を務めた経験を有し、2021年6月に執行役常務に就任以降、コンプライアンス推進室担当、経営企画室担当、水素事業戦略室担当、I T 戦略室担当、データセンター事業推進室担当等を務め、これらの分野における幅広い識見を備えるとともに、2023年6月以降、取締役代表執行役副社長として当社グループの経営を担っております。

また、内部監査機能の強化や、組織風土改革、DX・AI戦略等に係る議論をリードし、有益な意見を述べるなど、適切な経営監督を行い、取締役会の実効性向上に貢献しております。

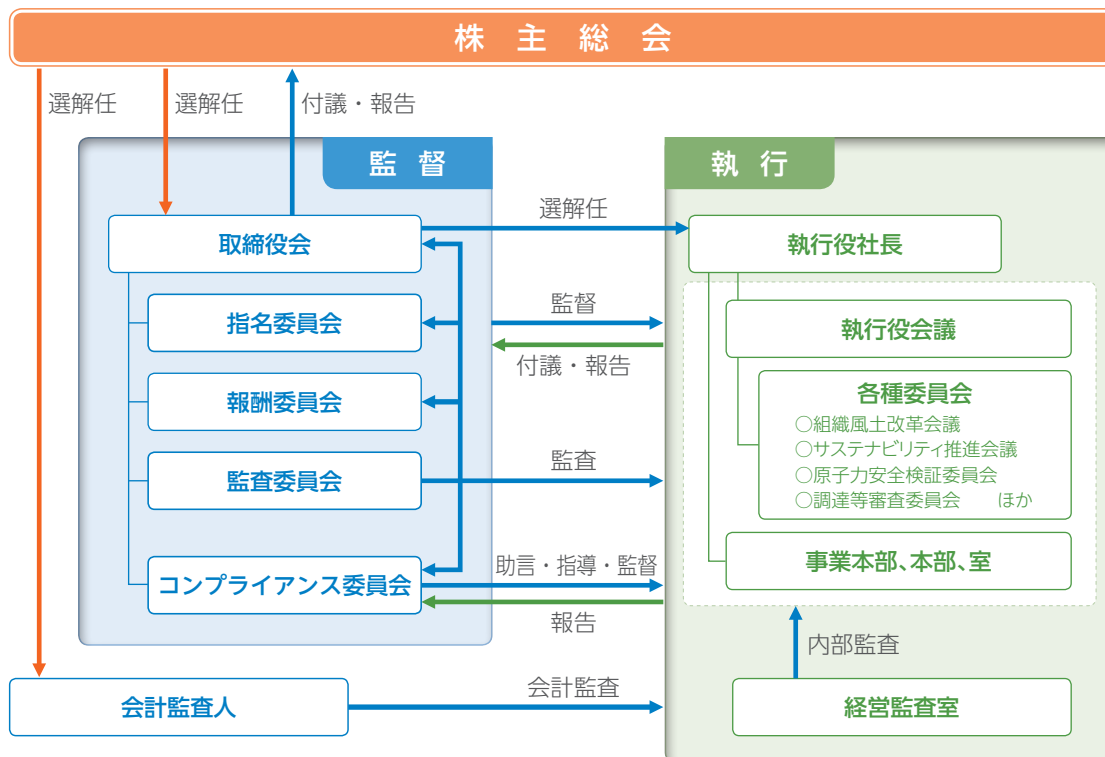
これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営の監督を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者とするものであります。

- (注) 1. 当社は、全ての社外取締役候補者を、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届け出ております。
2. 社外取締役候補者が現在業務執行者である、または過去に業務執行者であった法人の中には、当社との間に電力供給の取引がある法人が含まれますが、その年間取引額は、いずれも当社の連結売上高の1%未満であります。
3. 当社の社外取締役である榊原定征、友野宏、内藤文雄、真鍋精志、園潔、矢萩典代および原悦子の各氏は、取締役会および所属する委員会等において、日頃からコンプライアンスの徹底やガバナンス強化の視点に立った提言を行うとともに、下記の法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行に対し、再発防止に向けた提言のほか、組織風土改革や内部統制強化などの一連の改革の達成状況について、外部の客観的な視点から徹底的に議論・検証し、各種施策の更なる実効性向上に向けた提言を行うなど、その職責を果たしております。
- ・新電力顧客情報の不適切な取扱いによる電気事業法違反等について  
2022年12月、関西電力送配電株式会社が管理していた当社以外の小売電気事業者のお客さまの情報を当社社員が閲覧し活用していたことが判明し、2023年5月に業務改善計画を経済産業省に提出し、グループ全体で業務改善計画に掲げる諸施策を着実に進めております。
  - ・特別高圧電力および高圧電力の取引に関する独占禁止法違反について  
当社は、2023年3月、特別高圧電力および高圧電力の取引に関する公正取引委員会による調査の結果、不当な取引制限を禁止する独占禁止法第3条に違反する行為を行っていたと認定され、2023年8月に業務改善計画を経済産業省に提出し、グループ全体で業務改善計画に掲げる諸施策を着実に進めております。
  - ・株式会社KANSOテクノスにおける不適切事案について  
株式会社KANSOテクノスは、2024年9月に公表した国等から受託した業務の精算報告に関する不適切な取扱いについて、社外弁護士による調査を実施のうえで、2025年4月と2025年10月に調査結果と再発防止策の提言を受けました。
  - ・株式会社かんでんエンジニアリングにおける不適切事案について  
株式会社かんでんエンジニアリングにおいて、工事の警備費用に関する不適切な取扱いが判明し、社外弁護士による調査を実施のうえで、同社は、本年3月に調査結果と再発防止策の提言を受けました。
4. 榊原定征氏が株式会社ニトリホールディングスの社外取締役として在任中に、同社グループの店舗において販売された一部の珪藻土製品について法令の基準を超える石綿が含まれていることが判明し、同社は自主回収を行いました。同氏は、平素から法令遵守およびコンプライアンス経営の視点に立った提言を適宜行うとともに、当該事実の判明後においては再発防止のための提言を行うなど、その職責を果たしております。
- 園潔氏が損害保険ジャパン株式会社の社外監査役（2024年4月1日以降は社外取締役（監査等委員））として在任中に、同社は、不適切な保険料調整行為等の問題に関して、2023年12月26日に金融庁から保険業法に基づく行政処分を、2024年10月31日に公正取引委員会から独占禁止法に基づく行政処分を受けました。また、中古車販売会社による自動車保険金不正請求等への対応に関し、2024年1月25日に金融庁から保険業法に基づく行政処分を受けました。さらに、顧客情報の漏えい等に関して、2025年3月24日に金融庁から保険業法に基づく行政処分を受けました。同氏は、平素からコンプライアンス問題に関する取組みについて、提言を適宜行うとともに、これらの事案の判明後においては再発防止のための提言を行うなど、その職責を果たしております。
5. 当社は、社外取締役候補者である榊原定征、友野宏、内藤文雄、真鍋精志、園潔、矢萩典代および原悦子の各氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しており、本議案において各氏の選任が可決された場合、当該契約を継続する予定であります。また、本議案において遠藤信博および本島なおみの両氏の選任が可決された場合、両氏と新たに当該契約を締結する予定であります。
6. 当社は、取締役候補者である榊原定征、友野宏、内藤文雄、真鍋精志、園潔、矢萩典代、原悦子、森望、小川博志、田中徹、西澤伸浩および荒木誠の各氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該契約では、同項第1号の費用について、法令の定める範囲内において補償することとしており、同項第2号に定める損失については、補償の対象外としております。本議案において各氏の選任が可決された場合、当該契約を継続する予定であります。また、本議案において遠藤信博および本島なおみの両氏の選任が可決された場合、両氏と新たに当該契約を締結する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によりてん補することとしております。各取締役候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

## 当社のコーポレート・ガバナンス体制

当社は、株主総会から経営の負託を受けた取締役会のもとに、執行役員会議および各種委員会を置き、業務の執行を適正に行うとともに、取締役会等を通じて取締役および執行役の職務執行を監督しております。当社のコーポレート・ガバナンスにおいては、経営の透明性・客観性を高めることを目的に、2020年6月から執行と監督を明確に分離した「指名委員会等設置会社」の機関設計を採用しています。



取締役会および各委員会の活動状況ならびに取締役会等の実効性評価結果につきましては、事業報告「3 会社役員に関する事項 (5) 取締役会および各委員会の活動状況 および (6) 当事業年度の取締役会等の実効性評価結果」に記載しております。

## 〈株主(18名)からのご提案(第3号議案から第8号議案まで)〉

第3号議案から第8号議案までは、株主(18名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(18名)の議決権の数は、375個であります。

**第3号議案** 定款一部変更の件 原子力発電事業からの撤退および着実・安全な廃炉、廃棄物管理等

### ▼提案の内容

当社の定款に以下の「CSRに基づく事業運営」の章を新設する。

#### 第8章 CSRに基づく事業運営

(原子力発電事業からの撤退および着実・安全な廃炉、廃棄物管理等)

第40条 本会社の社会的責任を果たすため、本会社は原子力発電事業から撤退し、将来世代の負担を最小化できるよう、廃炉、廃棄物の管理・保管・処分等に取り組む。

### ▼提案の理由

ウクライナ・イランで核関連施設が軍事目標となった。紛争によるリスクは、世界に拡大しつつある。国内でも核燃料サイクルは完結しておらず、テロ・核拡散のリスクがある。

また、地震国において原発を推進するリスク、活断層を含む地下構造の評価、地震動の想定の不確実性もある。さらに、中部電力浜岡原発におけるデータ捏造は、発注者にとって都合のよい調査を下請にさせる圧力の存在を示唆している。

高レベル放射性廃棄物の処理についても、見通しがついていない。また、事故時の社会的損失の上限を推定することはできず、青天井である。

「長期脱炭素電源オークション」の拠出金は、建設・改良費用を小売・送配電会社が負担し、需要家に転嫁する。民間の融資を得られない状況が、採算性・予見性の欠如を示している。

多くのコスト・リスクが将来世代に転嫁される。世代間の不衡平を減らし、社会と共存できる持続可能な事業運営を図るため、本議案を提案する。

### ○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、資源に乏しい我が国において、S+3E、すなわち、安全確保を大前提として、エネルギーの安定供給、経済性および環境性の同時達成の観点で優れている原子力が果たす役割は大変大きいと考えております。第7次エネルギー基本計画においても、今後増加が見込まれる電力需要を踏まえ、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指す方向性が示されております。その中で、原子力は、優れた安定供給性、技術自給率を有し、他電源と遜色ないコスト水準で変動も少なく、一定出力で安定的に発電可能な脱炭素電源と整理されております。

当社としては、中長期的な電力需要の増加が見込まれる中、責任あるエネルギー事業者として安定供給を果たすとともに、ゼロカーボン化に向けた取組みを進めていく必要があると考えており、脱炭素電源である原子力について、核物質防護措置や武力攻撃事態への対応体制を国とともに整備するなどの対策を講じ、安全確保を大前提に最大限活用する方針です。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

## 第4号議案 定款一部変更の件 事業およびサプライ・チェーン、投資・出資の脱炭素化

### ▼提案の内容

当社の定款に以下の「CSRに基づく事業運営」の章を新設する。

#### 第8章 CSRに基づく事業運営

(事業およびサプライ・チェーン、投資・出資の脱炭素化)

第41条 本会社の社会的責任を果たすため、気候変動に関わる科学的知見、国際合意および歴史的排出責任を踏まえ、本会社の事業およびサプライ・チェーンにわたる脱炭素化を計画的に進める。投資・出資においても、計画段階から気候変動との関連を優先する。

### ▼提案の理由

2025年は日本の気温は過去最高を記録した。このまま世界のCO<sub>2</sub>排出が続けば、後約4年で地球平均気温の上昇は1.5℃を超え「パリ協定」の目標が達成できなくなる。

一方、当社の「ゼロカーボンロードマップ」(2024年4月改訂版)では、実現性・有効性が疑わしい。火力発電における水素・アンモニアの利用、CCUSの開発に頼っている。排出係数の大きい石炭火力発電の廃止には、触れていないことも問題である。技術開発は重要であるが、商用化が間に合わないリスクを考慮し、再生可能エネルギーや省エネなどの技術による着実な脱炭素化を優先するべきである。

気候変動は、気温・海水温の上昇による農漁業等への影響で国民生活に重大な影響を及ぼしている。さらに集中豪雨、大型台風等による被害の拡大に加えて、電力等インフラへのリスク、対策コストの上昇により社会・将来世代に損失をもたらし、企業価値の毀損、株主利益の損失にもつながる。

### ○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、ゼロカーボン社会の実現に向けて、「関西電力グループ ゼロカーボンビジョン2050」およびその実現への道筋を定めた「関西電力グループ ゼロカーボンロードマップ」でお示ししているとおり、発電事業をはじめとする事業活動に伴うCO<sub>2</sub>排出を2050年までに全体としてゼロとすることとしております。

資源に乏しい我が国において、中長期的な電力需要の増加が見込まれる中、安定供給を維持しながら脱炭素化を進めていくためには、エネルギーの多様性確保が必要です。当社は、再生可能エネルギーの主力電源化、火力のゼロカーボン化および脱炭素電源である原子力の安全確保を大前提とした最大限の活用等に取り組んでおります。石炭火力についても、安定供給と経済性の両立の観点から活用しており、将来の電力需要や国の政策動向等を踏まえて適切に対応していくとともに、今後の技術動向も考慮しながら、現実的に最適な脱炭素施策を検討してまいります。

また、お客さまや社会のみならずとも電化や省エネ等を進めることで、社会全体のCO<sub>2</sub>排出量を削減してまいります。

なお、ロードマップで掲げた投資をはじめ、各セグメントの成長につながる投資については、気候変動への対応の観点のみならず、収益性等を総合的に判断し、実施してまいります。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

## 第5号議案 定款一部変更の件 情報開示、対話の質の評価・改善の仕組みづくり

### ▼提案の内容

当社の定款に以下の「CSRに基づく事業運営」の章を新設する。

#### 第8章 CSRに基づく事業運営

(情報開示、対話の質の評価・改善の仕組みづくり)

第42条 本会社の社会的責任を果たすための対話の基礎として、情報開示を進める。利害関係者の関心・意見を把握し、対話の質を評価・改善する仕組みをつくる。

### ▼提案の理由

当社の「統合報告書2025」では、「ステークホルダーとの双方向コミュニケーションの深化」を重要課題に掲げつつも、具体的な目標、実施状況は示されていない。

株主総会でさえも、株主の発言時には一律に制限を課しながら、役員の答弁への再質問ができない。議長は質問者が納得したかを確認しない。質問の意図に応えない、不誠実な答弁が目立つなど、情報共有、対話が十分できていない。

中部電力浜岡原発の基準地震動を過小評価した問題で、原子力規制委員会は外部からの通報を受けるまで不正を見抜けなかったと述べた。地質調査は、阪神コンサルタンツなど3社の不正の関りが指摘されている。当社と当該の業者との関りは、市民の不安材料・関心事なので、質問されたら答えるというスタンスでなく、自発的に情報発信するべきである。

これらは、情報開示、対話が成熟していないための対応である。当社の信頼を得るためにも、本議案を提案する。

### ○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「関西電力グループ行動憲章」において、「適正な情報開示・管理と対話」を掲げ、様々なステークホルダーのみなさまとの直接対話をはじめ、マスメディア・ホームページ・SNS等の様々な媒体を通じて積極的かつ適時適切な情報発信や社会のみなさまとのコミュニケーションを推進することにより、説明責任を果たし、「透明性の高い開かれた事業活動」の実現に努めております。今般策定した「関西電力グループ経営計画2026」には、ステークホルダーのみなさまとの対話を通じていただいたご意見・関心事項を反映しており、引き続き、積極的な対話と情報開示に取り組んでまいります。なお、株主総会の運営については、法令・定款の定めに従い、適法かつ適切に実施しております。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

## 第6号議案 定款一部変更の件 頑健な設備・事業体制、人材の育成・定着、技術の開発・継承

### ▼提案の内容

当社の定款に以下の「CSRに基づく事業運営」の章を新設する。

#### 第8章 CSRに基づく事業運営

(頑健な設備・事業体制、人材の育成・定着、技術の開発・継承)

第43条 本会社の社会的責任を果たすための技術的・組織的基礎として、災害等に対して頑健な設備・事業体制づくり、人材の育成・定着と技術の開発・継承を進める。

### ▼提案の理由

導入後25年を経過した成果型賃金体系で、従業員は仕事に対しその評価に納得感が得られていない。報われないという不満、会社と自身の将来に対する不安が、やりがい・モチベーションの低下を引き起こしている。さらに、

コンプライアンス推進を言いながら不祥事が絶えない役員、管理職のモラルの低下も招いている。不合理なコスト削減は、協力会社の工事力、災害対応力を損ねている。また、業務外注化で技術の継承がより困難になっている。定年退職者の補充が進まず、職場繁忙感の高まりは、労組大会でも議論となり、特に原子力職場では、ヒューマンエラーの課題や、技術継承が問題となっている。送配電の「カイゼン」は効果が限定的で取り組む意義が薄れている。

また、障害者にも差別的待遇があり、十分に従業員の才能等を活用できていない。

これらが是正されなければ、優秀な人材を失い、業務遂行・サービスに支障をきたし社会の信頼を得ることも困難になる。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、安全の確保を前提としたレジリエントな事業基盤の強化、人財育成・確保の強化および技術・技能の継承・向上が重要と考えており、設備の保全に万全を期し、安全・安定供給を全うするための設備・体制の構築に取り組んでおります。

また、2025年度からは、社員の定年を65歳まで引き上げるとともに、「今の挑戦」をより重視する制度への見直しや、魅力的な挑戦機会を提供する仕組みを導入しております。

今後も、「関西電力グループ 経営計画2026」に掲げる「事業の持続性を高める人財基盤の強化」の実現に向け、従業員一人ひとりが、さらに、挑戦意欲や成長意欲を持っていきいごと働くことができる環境の整備や、サプライチェーンを支える強靱な人財基盤の構築に向けた取り組みを着実に進めてまいります。

したがいまして、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

## 第7号議案 定款一部変更の件 職場におけるジェンダー平等の実現、性差別の解消

### ▼提案の内容

当社の定款に以下の「CSRに基づく事業運営」の章を新設する。

#### 第8章 CSRに基づく事業運営

(職場におけるジェンダー平等の実現、性差別の解消)

第44条 本会社の社会的責任を果たすため、本会社は「職場のジェンダー平等」実現を目指し、賃金や管理職における男女比など性差別解消およびLGBTQなど性的少数者への差別解消、持続可能な開発目標実現について、関連会社を含め目標となる指標を定め、その施策改善に努める。

### ▼提案の理由

今までの社会で不利益を被ってきた、女性、障害者、性的マイノリティの人たちに機会を与えるだけでは平等は実現しない。クォーター制の導入など、結果としての平等・多様性の実現が求められる。

働きやすさの格差も女性の勤続年数を短くしている。前年度の女性役員については、「外部取締役」は8名中3名、執行役は16名中2名に過ぎない。2030年度末までに、女性役職比率、女性管理職比率を、2018年度の3倍にするというが、管理職比率は、2018年から2024年の6年間で2倍にもなっていない。そもそも3倍になっても、役職比率は、4.8%、管理職比率は6.3%で10%にも満たない。目標比率を引き上げるとともに、30年末までの行程を明確にすべきである。

また、LGBTQの方たちに対しても、より先進的な施策が必要である。相談窓口の設置は前進だが、その活用状況・有効性の評価・改善も求められる。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「関西電力グループ ダイバーシティ&インクルージョン推進方針」に基づき、事業活動に関わる誰もが安心して働き、能力を最大限発揮できる働き方の実現および職場風土の醸成を推進しており、評価や査定および役職登用等、あらゆる制度・仕組みにおいて、性別、年齢、国籍、障がい等の属性やライフスタイル、キャリアにかかわらず、機会を均等化しております。

特に、女性従業員のさらなる活躍という観点では、「2030年度末までに女性役職者比率および女性管理職比率を2018年度の3倍以上とする」という目標に向けて、積極的に役職登用を行っていることに加えて、2025年度から新たに設定した「事務系採用における女性比率を50%程度とする」という目標も達成しており、こうした取組みを通じて、男女間の役職者比率、管理職比率および賃金の差異は縮小していくものと考えております。

また、全従業員向けにLGBTQに関する基礎知識等を記載したサポートブックの配布や、社内外の相談窓口の設置、SOGIハラスメント防止に向けた各職場でのディスカッション等の実施を通じて、性自認や性的指向等にかかわらず、誰もが能力を最大限発揮できる働き方の実現と職場風土の醸成に取り組んでおります。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

## 第8号議案 定款一部変更の件 議事録の正確な記載、一般への開示

### ▼提案の内容

「第3章 株主総会」第19条を以下のとおり変更する。

(議事録の正確な記載、一般への開示)

第19条 株主総会における議事の経過及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に正確に記載し一般に広く開示する。

### ▼提案の理由

株主総会は会社の最高意思決定機関である。その議事録の意義は、法的義務を果たすだけでなく、株主総会の内容をより充実させる事にある。意思決定（議決）に至るまでの審議内容や経営に関わる対話内容が、株主総会に参加できなかった全ての株主、一般にも伝わり、その後の対話を発展させていくための貴重な資料でもある。

現在は株主がオンラインで総会をリアルタイムで視聴できるようになり、従来よりも公開度が改善されてきたが、その映像が録画として公開されていない。記録としては、文書に限ることなく、録画も公開していくべきである。

議事録を一般に開示することによって、株主・役員が共に外部の視点を意識し、緊張感を持つことで、株主総会を充実させる事ができる。これは健全な株主総会運営と社会の信頼を得ることにもつながる。しかし、現状では、株主にとっても議事録の入手・閲覧は煩雑な手続きを要する。従って、議事録の一般への公開を求める。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、法令に従い、議事の経過の要領およびその結果を記載した株主総会議事録を適正に作成し、備え置いております。

なお、株主総会のライブ配信については、対象を株主のみなさまに限定し、会場にお越しいただけない場合でも、議事の模様をご視聴いただくことを目的に実施しているものです。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

## 〈株主(79名)からのご提案(第9号議案から第15号議案まで)〉

第9号議案から第15号議案までは、株主(79名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(79名)の議決権の数は、698個であります。

### 第9号議案 取締役解任の件 取締役 榊原 定征

#### ▼提案の内容

以下の取締役を解任する。  
取締役 榊原 定征

#### ▼提案の理由

榊原会長は、福島第一原発事故後も原発再稼働を強く求め、会長就任後は原発の新規増設やリプレースについて「当社のような会社が先頭を切る必要がある」と一貫して原発推進を主導してきた。

2025年7月、当社は美浜原発敷地内での次世代革新炉新設に向けての調査を開始した。原発新設には3兆円との報道もあり、慎重であった当社が新設に踏み切ったのは、建設費や維持費が増大した場合でも、その9割を国の融資や電力消費者に電気料金で肩代わりさせる目処がついたからで、次世代原子炉設計者の三菱重工をはじめとする原子力産業の延命のための制度改正があるからだ。

福島原発事故から15年、その教訓はいまだに十分検証・総括されたとは言えず、事故の被害は続いている。にもかかわらず原発依存を強める経営方針は、安全性や住民の理解よりも経済性を優先する姿勢の表れである。原発新増設を進める現体制を転換するため、榊原会長の解任を求める。

#### ○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社の取締役候補者選定に当たっては、独立社外取締役のみで構成する指名委員会において、取締役会全体の多様性を踏まえ、個々の能力、経験、人格、識見等を総合的に考慮し、当社取締役としてふさわしい人物であるか審議し決定しております。

解任の対象とされている取締役は、豊富な経営経験と高い識見に基づき、取締役会長および取締役会議長として、議事運営を主導し議論を活性化させることで、取締役会の実効性向上に貢献するとともに、エネルギー事業をはじめとする経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行っております。

したがって、解任すべき事由はありません。

### 第10号議案 取締役解任の件 取締役 森 望

#### ▼提案の内容

以下の取締役を解任する。  
取締役 森 望

#### ▼提案の理由

当社は、福井県内の原発敷地内に使用済燃料乾式貯蔵施設を立地する計画を進めている。原子力規制委員会の許可を一部取得、福井県との協定に基づき建設着手の事前了解を求めている段階だ。

貯蔵した燃料を2035年末までに搬出開始すると福井県に対して約束しているが、搬出先となる中間貯蔵施設を福井県外に自社で立地できるめどはなく、東電がむつ市に申し入れているむつ中間貯蔵施設の共同利用にすぎない。

本来の搬出先である六ヶ所再処理工場の新規規制基準関連の審査も遅れていることから、搬出先に不信を抱く福井県の事前了解を予定していた昨秋に得ることができず、2025年度中の着工を延期せざるを得なかった。

搬出先のないまま敷地内で保管することは、福井県外に廃棄物を持ち出すというこれまでの約束に違反するものだ。将来世代に負担を押し付けることは許されない。その場しのぎを繰り返してきた責任は重く、解任に値する。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社の取締役候補者選定に当たっては、独立社外取締役のみで構成する指名委員会において、取締役会全体の多様性を踏まえ、個々の能力、経験、人格、識見等を総合的に考慮し、当社取締役としてふさわしい人物であるか審議し決定しております。

解任の対象とされている取締役は、「関西電力グループ経営理念」のもと、経営計画に掲げた取組みを先頭を立てて進めるとともに、適切な経営監督を行っております。

また、使用済燃料対策をはじめとする様々な経営課題について、全力を傾注して取り組み、取締役として忠実にその職務を遂行しております。

したがって、解任すべき事由はありません。

## 第11号議案 定款一部変更の件 執行役の報酬個別開示と業務報告

### ▼提案の内容

当社の定款に以下の条文を追加する。

#### 第6章 執行役

(執行役の報酬個別開示)

第36条の2 執行役の報酬を個別開示する。

第36条の3 株主総会において各執行役は業務報告をする。

### ▼提案の理由

昨年の総会で開示された取締役5名、社外取締役10名、執行役17名の報酬合計は9億7500万円だった。以前から提案してきた取締役数の削減と報酬個別開示はされたが、指名委員会等設置会社に移行して置かれた執行役の報酬は個別開示されていない。

当社は15年前の過酷な福島原発事故の被害を精査することなく、原発へ回帰している。新規原発の建設コストは3兆円と報道され、一企業が手掛けられるプラントではない。原発稼働もしくりで、国の援助、補助金など総動員しなければ成り立たない。挙句に裏工作、賄賂、カルテルといったことを引き起こしてしまう要素が潜んでいる。当社は環境に負荷のない再生可能エネルギーにもっと力を入れるべきだ。執行役は業務執行機能のトップだが、当社が原発に重きを置き担当執行役を優遇しすぎていないか、再生可能エネルギーを進める執行役が不利な状況になっていないか、株主に開示して明らかにすべきだ。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、法令に従い、執行役の基本報酬・業績連動報酬・株式報酬の区分ごとの総額および対象となる執行役の員数、ならびに報酬委員会が定める報酬等の決定に関する方針を開示しております。これにより報酬等の決定についての客観性・透明性は確保されております。執行役は、忠実にその業務を執行しており、取締役会は、その状況について随時報告を受け、適切に監督を行っております。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

## 第12号議案 定款一部変更の件 原発事故避難の権利委員会の設置

### ▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

#### 第9章 原発事故避難の権利委員会 (原発事故避難の権利委員会の設置)

第45条 原発事故による避難者の「避難の権利」を守ることを目的とする。

第46条 委員会は原子力事業と利害関係のない有識者5名で構成され、うち原発事故避難者を最低1名含めるものとする。

第47条 原発事故避難者の避難の権利を守るための基金を設立し、賠償や避難住宅の確保などの運用を委員会で決定する。

第48条 当社の原発事故による避難者はもちろん、他社の原発事故による避難者に対しても、避難の権利を守るための賠償や住宅確保をするものとする。

### ▼提案の理由

福島原発事故後14年と8ヶ月経っても、事故避難者は昨年11月福島県発表の数字で2万3700人。現実にはもっと多くの避難者が存在するだろう。一般人の被曝限度は年に1mSvだが、福島原発事故の避難解除の被曝基準は年20mSv。一般人の20倍の被曝を強いられている。

また原発事故の避難計画では、原発から5kmから30km圏内の住民は、屋内退避を強いられる。その被曝基準は週に100mSv。これは被曝を強要する「避難させない避難計画」だ。

自分では何も悪いことをしていない人たちが、原発事故で突然当たり前の暮らしを奪われ、一般人の5200倍以上の被曝を強いられることになる避難計画は明らかな人権侵害である。

当社は避難するかしないかを自分で選ぶ「避難の権利」を保証し、避難者に賠償、住宅提供するための基金を作ることを提案する。当社所有の原発の事故はもちろん、他社の原発事故の避難者に対しても、同様の補償をする。

### ○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

原子力災害時の住民防護については、国の原子力災害対策指針等において、屋内退避・避難・一時移転等の防護措置を適切に組み合わせ、被ばく線量の低減と避難行動に伴う健康等への影響を抑えることの双方を目指すこととされております。また、原子力災害時の避難については、関係自治体において地域防災計画・避難計画が整備され、当該計画に基づく住民避難訓練等が実施されております。

当社は、避難時における移手段・放射線防護資機材の支援や要員の派遣等、国および自治体に対し必要な協力を行い、災害時の対応能力のさらなる向上に取り組んでおります。また、原子力事故に伴う賠償については、法令等に基づく制度のもとで適切に対応いたします。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

## 第13号議案 定款一部変更の件 むつ市への使用済核燃料の搬入禁止

### ▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

#### 第10章 使用済核燃料

(むつ市への使用済核燃料の搬入禁止)

第49条 使用済核燃料を青森県むつ市の中間貯蔵施設には搬入しない。

### ▼提案の理由

「原発はトイレ無きマンション」と言われて久しいが、当社はいよいよ切羽詰まってきた。原発サイトでの満杯が近づき、これまでの場当たりのな対策があだとなり、中間貯蔵施設も過去の約束通りには実現せず、敷地内での乾式貯蔵施設設置で凌ごうとしている。が、それは県外搬出の約束を何度も反故にしてきた不誠実の積み増しではない。

電事連の名目でフランスへ搬出するのも、焼け石に水でしかない。山口県上関で中国電力との共同開発の中間貯蔵施設計画を打ち上げたものの、規模や工期は不明で、当社の熱意が感じられない。現地の反対も根強く、実現したとしても10数年後のことだ。六ヶ所再処理工場も未だ竣工が見通せない。

今すぐに対応可能な場所はむつ中間貯蔵施設しかない。東電と日本原電のみの受け入れで計画されたが、量的余裕が生じ、減収が見込まれているところにつけいり、場当たりに（電事連の名目でも）滑り込もうとするのは間違いだ。

### ○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、使用済燃料対策を重要な経営課題と捉えており、「使用済燃料対策ロードマップ」に従い、六ヶ所再処理工場および使用済MOX燃料の仏国への搬出ならびに中間貯蔵施設の操業開始に向けた取組みを確実に実施してまいります。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

## 第14号議案 定款一部変更の件 原子力に頼らないゼロカーボンの実現

### ▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

#### 第11章 原子力に頼らないゼロカーボン

(原子力に頼らないゼロカーボンの実現)

第50条 当社は原子力に頼らずにゼロカーボンを実現する。

### ▼提案の理由

原子力事業は安全対策費やバックエンド費用の高騰により、かつての低コスト優位性を喪失し、将来的な「座礁資産」となるリスクが極めて高い。現在の高収益は原発稼働に過度に依存した一時的なものであり、ひとたび規制変更や事故が発生すれば、年間数千億円の損失を招く危うい経営体質である。

世界的に再エネコストが急落し、主要顧客が脱炭素の質（再エネ100%）を求め中、原子力に資本を集中し続けることは成長機会の損失に他ならない。

本提案は、不透明な原子力リスクを排除し、経営資源を再生可能エネルギーや蓄電事業へ戦略的に再配分することで、資本効率を向上させ、中長期的な企業価値と株価の最大化を目指すものである。不確実なリスクからの撤退は、将来の巨額減損を回避するための最も合理的な経営判断であり、持続可能な成長基盤の構築に不可欠である。

### ○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、資源に乏しい我が国において、S+3E、すなわち、安全確保を大前提として、エネルギーの安定供給、経済性および環境性の同時達成の観点で優れている原子力が果たす役割は大変大きいと考えております。第7次エネルギー基本計画においても、今後増加が見込まれる電力需要を踏まえ、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指す方向性が示されております。その中で、原子力は、優れた安定供給性、技術自給率を有し、他電源と遜色ないコスト水準で変動も少なく、一定出力で安定的に発電可能な脱炭素電源と整理されております。

当社としては、ゼロカーボン社会の実現に向けて、「関西電力グループ ゼロカーボンビジョン2050」およびその実現への道筋を定めた「関西電力グループ ゼロカーボンロードマップ」でお示ししているとおり、再生可能エネルギーの主力電源化、火力のゼロカーボン化および脱炭素電源である原子力の安全確保を大前提とした最大限の活用等により、発電事業をはじめとする事業活動に伴うCO<sub>2</sub>排出を2050年までに全体としてゼロとすることとしております。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

## 第15号議案 定款一部変更の件 使用済核燃料の直接処分

### ▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

#### 第12章 使用済核燃料の直接処分 (使用済核燃料の直接処分)

第51条 当社は再処理をせず使用済核燃料を直接処分する。

### ▼提案の理由

六ヶ所再処理工場は1993年に着工、33年経ったが、まだ竣工できていない。建設費は当初7000億円だったが、2025年6月時点での建設費は3兆7400万円、総事業費は15兆6千万円を超え、今後も増える可能性が高い。

これまで27回も竣工を延期しているが、日本原燃の増田社長は26年度中の竣工予定を「今回は確度が高い」と発言した。しかし、日本原燃は再処理工場工程で、最難関ともいえる高レベル放射性廃液からガラス固化体をつくる工程の試験を、竣工後に行うことを望んでいる。一方で規制委員会は、アクティブ試験で残った廃液210m<sup>3</sup>のガラス固化ができないと、新たな燃料せん断は認めない方針だ。たとえ竣工が予定どおり26年度中に行われたとしても、再処理はできないことになる。そうなれば新たな使用済核燃料を六ヶ所再処理工場に搬入できず、当社のロードマップは破綻する。核燃料サイクルは破綻している。

### ○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

使用済燃料の再処理については、国の第7次エネルギー基本計画において、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、核燃料サイクルの推進を基本的方針とすることが示されており、この方針のもと、当社は、六ヶ所再処理工場の確実な竣工に向けて、日本原燃へ人員派遣等を行うとともに、再処理事業に係る総事業費の低減に向けて継続的な効率化努力を促すなど、引き続き必要な支援を行ってまいります。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

## 〈株主(1名)からのご提案(第16号議案)〉

第16号議案は、株主(1名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(1名)の議決権の数は、682,868個であります。

### 第16号議案 定款一部変更の件 ゼロカーボン社会の実現への貢献

#### ▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

#### 第13章 持続可能な社会の実現への貢献

(ゼロカーボン社会の実現への貢献)

第52条 本会社は、ゼロカーボン社会の実現に貢献するため、再生可能エネルギーをはじめとする多様かつゼロカーボンの実現につながるエネルギー源の導入を積極的に行う。

2 原子力発電については次世代革新炉や核融合炉などの技術開発を推進し、盤石な安全性を確保するとともに、次の各号の要件を早期に満たし安全な稼働を実現する。

- (1) 天災・武力攻撃を含む論理的に想定されるあらゆる事象についての万全の安全対策
- (2) 原子力発電所の事故発生時における賠償責任が本会社の負担能力を超えない制度の創設
- (3) 使用済燃料の最終処分方法の確立

#### ▼提案の理由

ゼロカーボン社会の実現に向けて、革新的な新技術の開発を行いながら、再生可能エネルギーや同エネルギーから製造する水素の飛躍的な導入など多様かつゼロカーボンの実現につながるエネルギー源の導入を積極的に進めるべきである。

原発についても、昨今の中東情勢により燃料確保が懸念される中、市民生活を守るためのエネルギーの安定供給は重要だが、災害や戦闘行為の対象となるリスクもあり、ひとたび過酷事故が発生すると広範囲での回復不可能かつ甚大な被害が想定され、株主利益の著しい棄損のみならず、将来に過大な負担を残す恐れがあることから、革新的な技術開発により盤石な安全性が確保されなければならない。

使用済燃料の中間貯蔵施設の候補地が決まらず、最終処分方法も確立されていない。増え続けている使用済燃料について処理の見通しが立たないまま、ツケを将来世代に回すことは断じて許されず、これらの課題を早急に解消すべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、ゼロカーボン電源の開発等を通じて、エネルギーの安定供給と脱炭素化に貢献したいと考えております。そのために、再生可能エネルギーの主力電源化や脱炭素電源である原子力の最大限の活用等を通じて、S + 3E、すなわち、安全確保を大前提として、エネルギーの安定供給、経済性および環境性の同時達成を念頭に置いた最適な電源構成を目指してまいります。

原子力の技術開発については、リプレースの実現に向けて、プラントメーカーや他の電力会社との協力のもと、革新軽水炉の検討を行うとともに、将来の可能性を有する新型炉についても技術的な知見の収集と検討を進めております。

原子力の安全性については、安全を多段的に確保する深層防護の観点から、対策の強化を実施するとともに、国の定める規制基準への確実な対応に留まらず、自主的・継続的に安全性向上に努めてまいります。

原子力発電所の事故による賠償については、原子力損害賠償法および原子力損害賠償・廃炉等支援機構法等に基づいて、事業者間の相互扶助や国の支援が可能となる仕組みが導入されております。

高レベル放射性廃棄物の最終処分については、国のエネルギー基本計画において、国が前面に立って取り組むという方針が示されており、当社は、国および事業の実施主体である原子力発電環境整備機構と引き続き連携してまいります。

ご提案の内容は、いずれも業務執行に属するものであり、株主総会の信任を受けた取締役会の監督のもと、執行役が担うことが相当であります。加えて、ご提案には、当社事業の前提となる国のエネルギー政策そのものに関する事項も含まれていることから、会社の基本的事項を定める定款に記載することは適当ではないと考えます。

以上